

建設工事ランク付けの総合数値算出方法、昇格要件について記載しています

(1) 次の式により算出した総合数値により、7月上旬にランク替えを行います。

①+②=総合数値
<p>① 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（P）点 5月31日（休日、祝日の場合は翌営業日）までに本市契約検査課に提出された最新の「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」（以下「経審」とする。）をもとに算定しています。 ※ただし5月31日（休日、祝日の場合は翌営業日）に有効な経審が本市契約検査課へ提出のない場合はランク付けの対象外となります。後日有効な経審が提出された場合には、新たにランク付けを行います。建築工事・土木工事・舗装工事についてはCランクに、管工事についてはBランクにランク付けされます。</p>
<p>② 市発注工事の成績 （過去5年度の工事成績平均点－60点）×2 ※過去5年度の間に市発注工事の実績がない場合の工事成績平均点は60点とし、加算点はありません。</p>

(2) 昇格要件

貝塚市建設工事指名業者選定要綱第11条（昇格の要件）

- ① 昇格する前に1年以上の在級期間を有していること。
- ② 昇格する前1年以内に入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ③ 土木及び建築工事におけるAランクへの昇格は、建設業法による特定建設業の許可を有していること。

●在級期間と昇格の例

例：土木工事、建築工事

A		↑	↑
B 1	↑		
B 2		↑	
C			↑
	○ C→B 1への昇格 ※新規参入業者については、在級期間1年未満のため不可。	○ B 2→Aへの昇格 ※ただし、土木、建築のAランクへの昇格は特定建設業の許可を要する。	× C→Aへの昇格はできません。 ※二段階以上の飛び昇格は不可。

例：舗装工事

A		↑
B 1	↑	
B 2		↑
C		↑
	○ C→B 1への昇格 ※新規参入業者については、在級期間1年未満のため不可。	× C→Aへの昇格はできません。 ※二段階以上の飛び昇格は不可。